

議案第 18 号

野田市心身障がい者福祉手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について

野田市心身障がい者福祉手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市心身障がい者福祉手当支給条例等の一部を改正する条例

(野田市心身障がい者福祉手当支給条例の一部改正)

第1条 野田市心身障がい者福祉手当支給条例(昭和48年野田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

野田市障がい者福祉手当支給条例

第1条中「及び身体障がい者」を「、身体障がい者及び精神障がい者」に、「心身障がい者」を「障がい者」に、「又は心身障がい者」を「又は障がい者」に、「心身障がい者福祉手当」を「障がい者福祉手当」に改める。

第2条第2号中「で、」を「であって」に、「認めた者」を「認めたもの」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「で、」を「であって」に、「又は2級の障害のある者並びに3級又は4級の障害のある者」を「から4級までの障がいのあるもの」に、「の者」を「のもの」に改め、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 精神障がい者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級であるもの(当該障害等級に該当すると認められた日において年齢が65歳以上である者を除く。)

第2条第6号中「心身障がい者」を「障がい者」に、「共に」を「一に」に改める。

第3条中「規定する」の次に「本市の」を加え、「心身障がい者」を「障がい者」に改める。

第4条第1号中「心身障がい者」を「障がい者(重度知的障がい者及びねたきり身体障がい者を除く。)」に改め、「及び」の次に「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。次号において「改正法」と

いう。)」を加え、同号ただし書を削り、同条第2号中「心身障がい者」を「障がい者」に、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)」を「改正法」に改め、同条第3号中「心身障がい者」を「障がい者」に改め、同条第4号中「児童福祉法」を「障がい者が児童福祉法」に改め、同号ただし書を削り、同条第5号中「老人福祉法」を「障がい者が老人福祉法」に改め、同条第6号中「介護保険法」を「障がい者が介護保険法」に改め、同号ただし書を削り、同条に次の2号を加える。

(7) 障がい者(重度知的障がい者及びねたきり身体障がい者を除く。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項に規定する介護給付費等(同法第28条第1項第7号の短期入所の利用日数が当該年度を通算して7日以内である場合を除く。)の支給を受けているとき。

(8) 障がい者が精神疾患のため入院した日から起算して3月を経過したとき。

第7条第1項各号列記以外の部分中「支給対象者」を「当該手当の種類ごとの支給の対象となる者」に、「に掲げる」を「の各号に定める」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「第2条第4号」を「第2条第3号」に、「5,800円」を「6,000円」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 身体障がい者福祉手当

ア 第2条第4号に該当する者のうち、65歳未満のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者 月額6,000円

(イ) 身体障害者障害程度等級が3級である者 月額4,500円

(ウ) 身体障害者障害程度等級が4級である者 月額3,500円

イ 第2条第4号に該当する者のうち、65歳以上のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者であって現に身体障害者障害程度等級が1級又は2級に該当

するもの 月額6,000円

(イ) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から3級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が3級に該当するもの 月額4,500円

(ウ) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から4級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が4級に該当するもの 月額3,500円

第7条第1項第5号を次のように改める。

(5) 精神障がい者福祉手当 第2条第5号に該当する者 月額6,000円

第8条第1項中「認定を受けた」を「受給資格者が手当の支給の申請をした」に改める。

第9条中「心身障がい者」を「障がい者」に改める。

第9条の2中「昭和29年法律第89号」を「明治29年法律第89号」に、「同じく」を「一に」に改め、「まで」の次に「の月分」を加え、同条に次の1項を加える。

2 知的障がい者福祉手当、身体障がい者福祉手当及び精神障がい者福祉手当は、障がい者の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されたときは、当該市町村民税に係る賦課期日の属する年の8月から翌年の7月までの月分は、支給しない。

第10条第1号中「心身障がい者」を「障がい者」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和3年8月から令和4年7月までの月分の手当に関する特例）

6 野田市心身障がい者福祉手当支給条例等の一部を改正する条例（令和3年野田市条例第 号）附則第6項又は第7項の規定の適用を受ける者に対する同年8月から令和4年7月までの月分の知的障がい者福祉手当及び身体障がい者福祉手当については、第7条第1項第3号及び第4号の規定にかかわらず、次の各号に定める者に該当する場合には、当該各号に定める額を支給する。

(1) 知的障がい者福祉手当 第2条第3号に該当する者 月額3,900

円

(2) 身体障がい者福祉手当

ア 第2条第4号に該当する者のうち、65歳未満のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者 月額3,900円

(イ) 身体障害者障害程度等級が3級である者 月額2,700円

(ウ) 身体障害者障害程度等級が4級である者 月額2,100円

イ 第2条第4号に該当する者のうち、65歳以上のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者であって現に身体障害者障害程度等級が1級又は2級に該当するもの 月額3,900円

(イ) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から3級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が3級に該当するもの 月額2,700円

(ウ) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から4級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が4級に該当するもの 月額2,100円

(野田市障がい者福祉手当支給条例の一部改正)

第2条 野田市障がい者福祉手当支給条例(昭和48年野田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「6,000円」を「6,500円」に改め、同項第4号アの(ア)中「6,000円」を「6,500円」に改め、同号アの(イ)中「4,500円」を「5,000円」に改め、同号アの(ウ)中「3,500円」を「3,800円」に改め、同号イの(ア)中「6,000円」を「6,500円」に改め、同号イの(イ)中「4,500円」を「5,000円」に改め、同号イの(ウ)中「3,500円」を「3,800円」に改め、同項第5号中「6,000円」を「6,500円」に改める。

附則第6項中「令和3年野田市条例第 号」の次に「。以下「令和3

年改正条例」という。」を加え、附則に次の1項を加える。

(令和4年8月から令和5年7月までの月分の手当に関する特例)

7 令和3年改正条例附則第6項又は第7項の規定の適用を受ける者に対する令和4年8月から令和5年7月までの月分の知的障がい者福祉手当及び身体障がい者福祉手当については、第7条第1項第3号及び第4号の規定にかかわらず、次の各号に定める者に該当する場合には、当該各号に定める額を支給する。

(1) 知的障がい者福祉手当 第2条第3号に該当する者 月額2,900円

(2) 身体障がい者福祉手当

ア 第2条第4号に該当する者のうち、65歳未満のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者 月額2,900円

(イ) 身体障害者障害程度等級が3級である者 月額2,000円

(ウ) 身体障害者障害程度等級が4級である者 月額1,600円

イ 第2条第4号に該当する者のうち、65歳以上のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者であって現に身体障害者障害程度等級が1級又は2級に該当するもの 月額2,900円

(イ) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から3級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が3級に該当するもの 月額2,000円

(ウ) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から4級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が4級に該当するもの 月額1,600円

第3条 野田市障がい者福祉手当支給条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「6,500円」を「7,000円」に改め、同項第4号アの(ア)中「6,500円」を「7,000円」に改め、同号アの(イ)中

「5,000円」を「5,500円」に改め、同号アの(ウ)中「3,800円」を「4,000円」に改め、同号イの(ア)中「6,500円」を「7,000円」に改め、同号イの(イ)中「5,000円」を「5,500円」に改め、同号イの(ウ)中「3,800円」を「4,000円」に改め、同項第5号中「6,500円」を「7,000円」に改める。

附則に次の1項を加える。

(令和5年8月から令和6年7月までの月分の手当に関する特例)

8 令和3年改正条例附則第6項又は第7項の規定の適用を受ける者に対する令和5年8月から令和6年7月までの月分の知的障がい者福祉手当及び身体障がい者福祉手当については、第7条第1項第3号及び第4号の規定にかかわらず、次の各号に定める者に該当する場合には、当該各号に定める額を支給する。

(1) 知的障がい者福祉手当 第2条第3号に該当する者 月額2,000円

(2) 身体障がい者福祉手当

ア 第2条第4号に該当する者のうち、65歳未満のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者 月額2,000円

(イ) 身体障害者障害程度等級が3級である者 月額1,400円

(ウ) 身体障害者障害程度等級が4級である者 月額1,100円

イ 第2条第4号に該当する者のうち、65歳以上のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者であって現に身体障害者障害程度等級が1級又は2級に該当するもの 月額2,000円

(イ) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から3級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が3級に該当するもの 月額1,400円

(ウ) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から4級ま

である者であって現に身体障害者障害程度等級が4級に該当するもの月額1,100円

第4条 野田市障がい者福祉手当支給条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「7,000円」を「8,000円」に改め、同項第4号アの(ア)中「7,000円」を「8,000円」に改め、同号アの(イ)中「5,500円」を「6,000円」に改め、同号アの(ウ)中「4,000円」を「4,500円」に改め、同号イの(ア)中「7,000円」を「8,000円」に改め、同号イの(イ)中「5,500円」を「6,000円」に改め、同号イの(ウ)中「4,000円」を「4,500円」に改め、同項第5号中「7,000円」を「8,000円」改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の規定及び附則第3項の規定 令和4年8月1日
 - (2) 第3条の規定及び附則第4項の規定 令和5年8月1日
 - (3) 第4条の規定及び附則第5項の規定 令和6年8月1日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の野田市障がい者福祉手当支給条例（附則第6項及び第7項において「新条例」という。）の規定は、令和3年8月分の障がい者福祉手当の支給から適用し、同年7月以前の月分の心身障がい者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の野田市障がい者福祉手当支給条例の規定は、令和4年8月分の障がい者福祉手当の支給から適用し、同年7月以前の月分の障がい者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の野田市障がい者福祉手当支給条例の規定は、令和5年8月分の障がい者福祉手当の支給から適用し、同年7月以前の月分の障がい者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の野田市障がい者福祉手当支給条例の規定は、令和6年8月分の障がい者福祉手当の支給から適用し、同年7月以前の月分

の障がい者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

6 令和3年7月分の心身障がい者福祉手当の支給の対象となる者であって新条例第4条の規定を適用する場合において受給資格者とされないものについての同年8月から令和6年7月までの月分の障がい者福祉手当の支給については、令和3年7月分から継続して心身障がい者福祉手当又は障がい者福祉手当の支給の対象となる場合に限り、同条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の野田市心身障がい者福祉手当支給条例第4条の規定は、なおその効力を有する。

7 令和3年7月分の心身障がい者福祉手当の支給の対象となる者であって新条例第9条の2第2項の規定を適用する場合において障がい者福祉手当が支給されないものについての同年8月から令和6年7月までの月分の障がい者福祉手当の支給については、令和3年7月分から継続して心身障がい者福祉手当又は障がい者福祉手当の支給の対象となる場合に限り、同項の規定は、適用しない。

提案理由

限られた財源を有効に活用し、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会を実現するための事業を継続して実施するため、福祉手当の受給資格等並びに種類及び額に係る規定について所要の改正を行おうとするものである。

参考資料

野田市心身障がい者福祉手当支給条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市心身障がい者福祉手当支給条例 (昭和 48 年野田市条例第 4 号) (第 1 条関係)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><u>野田市障がい者福祉手当支給条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>重度知的障がい者、ねたきり身体障がい者、知的障がい者、身体障がい者及び精神障がい者</u>(以下「障がい者」という。)を介護若しくは監護している者又は障がい者である本人に対し、<u>障がい者福祉手当</u>(以下「手当」という。)を支給し、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>ねたきり身体障がい者</u> 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた 20 歳以上 65 歳未満の者であって居宅において 6 月以上ねたきりのため介添えがなければ日常生活において自用を満たすことが困難な状態にあると医師が認めたもの</p> <p>(削る。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>身体障がい者</u> 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者であって身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 身体障害者障害程度等級表に定める 1 級から 4 級までの障がいのあるもののうち 20 歳未満及び 60 歳以上のもの。ただし、第 2 号に該当する者を除く。</p> <p>(5) <u>精神障がい者</u> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に規定する障害等級が 1 級であるもの(当該障害等級に該当</p> | <p style="text-align: center;"><u>野田市心身障がい者福祉手当支給条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>重度知的障がい者、ねたきり身体障がい者、知的障がい者及び身体障がい者</u>(以下「心身障がい者」という。)を介護若しくは監護している者又は心身障がい者である本人に対し、<u>心身障がい者福祉手当</u>(以下「手当」という。)を支給し、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>ねたきり身体障がい者</u> 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた 20 歳以上 65 歳未満の者で、居宅において 6 月以上ねたきりのため介添えがなければ日常生活において自用を満たすことが困難な状態にあると医師が認めた者</p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>身体障がい者</u> 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、<u>身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 身体障害者障害程度等級表に定める 1 級又は 2 級の障害のある者並びに 3 級又は 4 級の障害のある者のうち 20 歳未満及び 60 歳以上の者</u>。ただし、第 2 号に該当する者を除く。</p> |

すると認められた日において年齢が 65 歳以上である者を除く。)

- (6) 保護者 障がい者と生計を一にし、かつ、介護又は監護をする者 (受給資格者)

第3条 手当の支給を受けることのできる者(以下「受給資格者」という。)は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する本市の住民基本台帳に記録されている保護者又は自ら生計を維持している障がい者とする。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

- (1) 障がい者(重度知的障がい者及びねたきり身体障がい者を除く。)が国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条の4及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。次号において「改正法」という。)附則第25条の規定による障害基礎年金の支給を受けているとき。
- (2) 障がい者が特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに改正法附則第97条の規定による福祉手当の支給を受けているとき。
- (3) 障がい者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属するとき。
- (4) 障がい者が児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関若しくは同法第7条第1項に規定する児童福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所しているとき。
- (5) 障がい者が老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条に規定する老人福祉施設のうち養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは軽費老人ホーム又は同法第29条に規定する有料老人ホームに入所しているとき。
- (6) 障がい者が介護保険法(平成9年法律

- (6) 保護者 心身障がい者と生計を共にし、かつ、介護又は監護をする者 (受給資格者)

第3条 手当の支給を受けることのできる者(以下「受給資格者」という。)は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されている保護者又は自ら生計を維持している心身障がい者とする。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな

- (1) 心身障がい者が国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条の4及び附則第25条の規定による障害基礎年金の支給を受けているとき。ただし、重度知的障がい者及びねたきり身体障がい者は除く。
- (2) 心身障がい者が特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条の規定による福祉手当の支給を受けているとき。
- (3) 心身障がい者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯に属するとき。
- (4) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関若しくは同法第7条第1項に規定する児童福祉施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設に入所しているとき。ただし、通所による場合を除く。
- (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条に規定する老人福祉施設のうち養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは軽費老人ホーム又は同法第29条に規定する有料老人ホームに入所しているとき。
- (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)

第123号)第18条に規定する保険給付(当該年度を通算して7日以内のショートステイの利用を除く。)を受けたとき。

(7) 障がい者(重度知的障がい者及びねたきり身体障がい者を除く。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項に規定する介護給付費等(同法第28条第1項第7号の短期入所の利用日数が当該年度を通算して7日以内である場合を除く。)の支給を受けているとき。

(8) 障がい者が精神疾患のため入院した日から起算して3月を経過したとき。

(手当の種類及び額)

第7条 手当の種類、当該手当の種類ごとの支給の対象となる者及び支給額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(削る。)

(3) 知的障がい者福祉手当 第2条第3号に該当する者 月額6,000円

(4) 身体障がい者福祉手当

ア 第2条第4号に該当する者のうち、65歳未満のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者 月額6,000円

(イ) 身体障害者障害程度等級が3級である者 月額4,500円

(ウ) 身体障害者障害程度等級が4級である者 月額3,500円

イ 第2条第4号に該当する者のうち、65歳以上のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者であって現に身体障害者障害程度等級が1級又は2級に該当するもの 月額6,000円

(イ) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から3級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が3級に該当するもの 月額4,500円

(ウ) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から4級までである者であって現に身体障害者障害

第18条に規定する保険給付(当該年度を通算して7日以内のショートステイの利用を除く。)を受けたとき。ただし、知的障がい者及び身体障がい者は除く。

(手当の種類及び額)

第7条 手当の種類、支給対象者及び支給額は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 削除

(4) 知的障がい者福祉手当 第2条第4号に該当する者 月額5,800円

(5) 身体障がい者福祉手当

ア 第2条第5号に該当する者のうち、身体障害者障害程度等級が1級又は2級の者 月額5,800円

イ 第2条第5号に該当する者のうち、身体障害者障害程度等級が3級の者 月額4,000円

ウ 第2条第5号に該当する者のうち、身体障害者障害程度等級が4級の者 月額3,100円

程度等級が4級に該当するもの 月
額 3,500 円

(5) 精神障がい者福祉手当 第 2 条第 5
号に該当する者 月額 6,000 円

(6) (略)

2 (略)

(手当の支給)

第 8 条 手当の支給は、受給資格者が手当の
支給の申請をした日の属する月から受給
権を失った日の属する月まで支給する。

2~4 (略)

(保護者の義務)

第 9 条 前条の規定により支給を受けた保護
者は、第 1 条の目的に従い、障がいの介
護又は監護に努めなければならない。

(所得の制限)

第 9 条の 2 手当は、受給資格者又はその配
偶者若しくは受給資格者の民法(明治 29 年
法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養
義務者でその受給資格者と生計を一にす
るものの前年の所得が、その者の所得税法
(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する同一生
計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応
じて、規則で定める額以上であるときは、
その年の 8 月から翌年の 7 月までの月分
は、支給しない。

2 知的障がい者福祉手当、身体障がい者福
祉手当及び精神障がい者福祉手当は、障が
い者の前年の所得に係る地方税法(昭和 25
年法律第 226 号)の規定による市町村民税
が課されたときは、当該市町村民税に係る
賦課期日の属する年の 8 月から翌年の 7 月
までの月分は、支給しない。

(支給の制限)

第 10 条 市長は、受給資格者が次の各号の
いずれかに該当するときは、手当の全部又
は一部を支給しないことができる。

(1) 保護者が障がいの介護又は監護を
怠っていると認められるとき。

(2) (略)

附 則

(令和 3 年 8 月から令和 4 年 7 月までの月
分の手当に関する特例)

6 野田市心身障がい者福祉手当支給条例等
の一部を改正する条例(令和 3 年野田市条
例第 号)附則第 6 項又は第 7 項の規
定の適用を受ける者に対する同年 8 月から
令和 4 年 7 月までの月分の知的障がい者福

(6) (略)

2 (略)

(手当の支給)

第 8 条 手当の支給は、認定を受けた日の属
する月から受給権を失った日の属する月
まで支給する。

2~4 (略)

(保護者の義務)

第 9 条 前条の規定により支給を受けた保護
者は、第 1 条の目的に従い、心身障がい者
の介護又は監護に努めなければならない。

(所得の制限)

第 9 条の 2 手当は、受給資格者又はその配
偶者若しくは受給資格者の民法(昭和 29 年
法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養
義務者でその受給資格者と生計を同じく
するものの前年の所得が、その者の所得税
法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する同一
生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に
応じて、規則で定める額以上であるとき
は、その年の 8 月から翌年の 7 月までは、
支給しない。

(支給の制限)

第 10 条 市長は、受給資格者が次の各号の
いずれかに該当するときは、手当の全部又
は一部を支給しないことができる。

(1) 保護者が心身障がい者の介護又は監
護を怠っていると認められるとき。

(2) (略)

附 則

祉手当及び身体障がい者福祉手当については、第7条第1項第3号及び第4号の規定にかかわらず、次の各号に定める者に該当する場合には、当該各号に定める額を支給する。

(1) 知的障がい者福祉手当 第2条第3号に該当する者 月額3,900円

(2) 身体障がい者福祉手当

ア 第2条第4号に該当する者のうち、65歳未満のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者 月額3,900円

(イ) 身体障害者障害程度等級が3級である者 月額2,700円

(ウ) 身体障害者障害程度等級が4級である者 月額2,100円

イ 第2条第4号に該当する者のうち、65歳以上のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者であって現に身体障害者障害程度等級が1級又は2級に該当するもの 月額3,900円

(イ) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から3級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が3級に該当するもの 月額2,700円

(ウ) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から4級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が4級に該当するもの 月額2,100円

○ 野田市障がい者福祉手当支給条例（昭和48年野田市条例第4号）（第2条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(手当の種類及び額)</p> <p>第7条 手当の種類、当該手当の種類ごとの支給の対象となる者及び支給額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 知的障がい者福祉手当 第2条第3号に該当する者 月額6,500円</p> <p>(4) 身体障がい者福祉手当</p> <p>ア 第2条第4号に該当する者のうち、6</p> | <p>(手当の種類及び額)</p> <p>第7条 手当の種類、当該手当の種類ごとの支給の対象となる者及び支給額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 知的障がい者福祉手当 第2条第3号に該当する者 月額6,000円</p> <p>(4) 身体障がい者福祉手当</p> <p>ア 第2条第4号に該当する者のうち、6</p> |

5 歳未満のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 身体障害者障害程度等級が 1 級又は 2 級である者 月額 6,500 円

(イ) 身体障害者障害程度等級が 3 級である者 月額 5,000 円

(ウ) 身体障害者障害程度等級が 4 級である者 月額 3,800 円

イ 第 2 条第 4 号に該当する者のうち、6 5 歳以上のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 65 歳に達したときの身体障害者障害程度等級が 1 級又は 2 級である者であって現に身体障害者障害程度等級が 1 級又は 2 級に該当するもの 月額 6,500 円

(イ) 65 歳に達したときの身体障害者障害程度等級が 1 級から 3 級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が 3 級に該当するもの 月額 5,000 円

(ウ) 65 歳に達したときの身体障害者障害程度等級が 1 級から 4 級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が 4 級に該当するもの 月額 3,800 円

(5) 精神障がい者福祉手当 第 2 条第 5 号に該当する者 月額 6,500 円

(6) (略)

2 (略)

附 則

(令和 3 年 8 月から令和 4 年 7 月までの月分の手当に関する特例)

6 野田市心身障がい者福祉手当支給条例等の一部を改正する条例(令和 3 年野田市条例第 号。以下「令和 3 年改正条例」という。)附則第 6 項又は第 7 項の規定の適用を受ける者に対する同年 8 月から令和 4 年 7 月までの月分の知的障がい者福祉手当及び身体障がい者福祉手当については、第 7 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、次の各号に定める者に該当する場合においては、当該各号に定める額を支給する。

(1)・(2) (略)

(令和 4 年 8 月から令和 5 年 7 月までの月分の手当に関する特例)

7 令和 3 年改正条例附則第 6 項又は第 7 項

5 歳未満のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 身体障害者障害程度等級が 1 級又は 2 級である者 月額 6,000 円

(イ) 身体障害者障害程度等級が 3 級である者 月額 4,500 円

(ウ) 身体障害者障害程度等級が 4 級である者 月額 3,500 円

イ 第 2 条第 4 号に該当する者のうち、6 5 歳以上のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 65 歳に達したときの身体障害者障害程度等級が 1 級又は 2 級である者であって現に身体障害者障害程度等級が 1 級又は 2 級に該当するもの 月額 6,000 円

(イ) 65 歳に達したときの身体障害者障害程度等級が 1 級から 3 級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が 3 級に該当するもの 月額 4,500 円

(ウ) 65 歳に達したときの身体障害者障害程度等級が 1 級から 4 級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が 4 級に該当するもの 月額 3,500 円

(5) 精神障がい者福祉手当 第 2 条第 5 号に該当する者 月額 6,000 円

(6) (略)

2 (略)

附 則

(令和 3 年 8 月から令和 4 年 7 月までの月分の手当に関する特例)

6 野田市心身障がい者福祉手当支給条例等の一部を改正する条例(令和 3 年野田市条例第 号)附則第 6 項又は第 7 項の規定の適用を受ける者に対する同年 8 月から令和 4 年 7 月までの月分の知的障がい者福祉手当及び身体障がい者福祉手当については、第 7 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、次の各号に定める者に該当する場合においては、当該各号に定める額を支給する。

(1)・(2) (略)

の規定の適用を受ける者に対する令和4年8月から令和5年7月までの月分の知的障がい者福祉手当及び身体障がい者福祉手当については、第7条第1項第3号及び第4号の規定にかかわらず、次の各号に定める者に該当する場合には、当該各号に定める額を支給する。

(1) 知的障がい者福祉手当 第2条第3号に該当する者 月額2,900円

(2) 身体障がい者福祉手当

ア 第2条第4号に該当する者のうち、65歳未満のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者 月額2,900円

(イ) 身体障害者障害程度等級が3級である者 月額2,000円

(ウ) 身体障害者障害程度等級が4級である者 月額1,600円

イ 第2条第4号に該当する者のうち、65歳以上のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者であって現に身体障害者障害程度等級が1級又は2級に該当するもの 月額2,900円

(イ) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から3級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が3級に該当するもの 月額2,000円

(ウ) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から4級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が4級に該当するもの 月額1,600円

○ 野田市障がい者福祉手当支給条例（第3条関係）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(手当の種類及び額)</p> <p>第7条 手当の種類、当該手当の種類ごとの支給の対象となる者及び支給額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 知的障がい者福祉手当 第2条第3号に該当する者 月額7,000円</p> | <p>(手当の種類及び額)</p> <p>第7条 手当の種類、当該手当の種類ごとの支給の対象となる者及び支給額は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 知的障がい者福祉手当 第2条第3号に該当する者 月額6,500円</p> |

(4) 身体障がい者福祉手当

ア 第2条第4号に該当する者のうち、65歳未満のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者 月額7,000円

(イ) 身体障害者障害程度等級が3級である者 月額5,500円

(ウ) 身体障害者障害程度等級が4級である者 月額4,000円

イ 第2条第4号に該当する者のうち、65歳以上のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者であって現に身体障害者障害程度等級が1級又は2級に該当するもの 月額7,000円

(イ) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から3級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が3級に該当するもの 月額5,500円

(ウ) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から4級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が4級に該当するもの 月額4,000円

(5) 精神障がい者福祉手当 第2条第5号に該当する者 月額7,000円

(6) (略)

2 (略)

附 則

(令和5年8月から令和6年7月までの月分の手当に関する特例)

8 令和3年改正条例附則第6項又は第7項の規定の適用を受ける者に対する令和5年8月から令和6年7月までの月分の知的障がい者福祉手当及び身体障がい者福祉手当については、第7条第1項第3号及び第4号の規定にかかわらず、次の各号に定める者に該当する場合においては、当該各号に定める額を支給する。

(1) 知的障がい者福祉手当 第2条第3号に該当する者 月額2,000円

(2) 身体障がい者福祉手当

ア 第2条第4号に該当する者のうち、65歳未満のものであって次のいずれか

(4) 身体障がい者福祉手当

ア 第2条第4号に該当する者のうち、65歳未満のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者 月額6,500円

(イ) 身体障害者障害程度等級が3級である者 月額5,000円

(ウ) 身体障害者障害程度等級が4級である者 月額3,800円

イ 第2条第4号に該当する者のうち、65歳以上のものであって次のいずれかに該当するもの

(ア) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級又は2級である者であって現に身体障害者障害程度等級が1級又は2級に該当するもの 月額6,500円

(イ) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から3級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が3級に該当するもの 月額5,000円

(ウ) 65歳に達したときの身体障害者障害程度等級が1級から4級までである者であって現に身体障害者障害程度等級が4級に該当するもの 月額3,800円

(5) 精神障がい者福祉手当 第2条第5号に該当する者 月額6,500円

(6) (略)

2 (略)

附 則

| |
|--|
| <p>に該当するもの</p> <p>(ア) 身体障害者障害程度等級が 1 級 又は 2 級である者 月額 2,000 円</p> <p>(イ) 身体障害者障害程度等級が 3 級 である者 月額 1,400 円</p> <p>(ウ) 身体障害者障害程度等級が 4 級 である者 月額 1,100 円</p> <p>イ 第 2 条第 4 号に該当する者のうち、6 5 歳以上のものであって次のいずれか に該当するもの</p> <p>(ア) 65 歳に達したときの身体障害者 障害程度等級が 1 級又は 2 級である 者であって現に身体障害者障害程度 等級が 1 級又は 2 級に該当するもの 月額 2,000 円</p> <p>(イ) 65 歳に達したときの身体障害者 障害程度等級が 1 級から 3 級までで ある者であって現に身体障害者障害 程度等級が 3 級に該当するもの 月 額 1,400 円</p> <p>(ウ) 65 歳に達したときの身体障害者 障害程度等級が 1 級から 4 級までで ある者であって現に身体障害者障害 程度等級が 4 級に該当するもの 月 額 1,100 円</p> |
|--|

○ 野田市障がい者福祉手当支給条例（第 4 条関係）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(手当の種類及び額)</p> <p>第 7 条 手当の種類、当該手当の種類ごとの 支給の対象となる者及び支給額は、次の各 号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 知的障がい者福祉手当 第 2 条第 3 号に該当する者 月額 8,000 円</p> <p>(4) 身体障がい者福祉手当 ア 第 2 条第 4 号に該当する者のうち、6 5 歳未満のものであって次のいずれか に該当するもの</p> <p>(ア) 身体障害者障害程度等級が 1 級 又は 2 級である者 月額 8,000 円</p> <p>(イ) 身体障害者障害程度等級が 3 級 である者 月額 6,000 円</p> <p>(ウ) 身体障害者障害程度等級が 4 級 である者 月額 4,500 円</p> <p>イ 第 2 条第 4 号に該当する者のうち、6 5 歳以上のものであって次のいずれか</p> | <p>(手当の種類及び額)</p> <p>第 7 条 手当の種類、当該手当の種類ごとの 支給の対象となる者及び支給額は、次の各 号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 知的障がい者福祉手当 第 2 条第 3 号に該当する者 月額 7,000 円</p> <p>(4) 身体障がい者福祉手当 ア 第 2 条第 4 号に該当する者のうち、6 5 歳未満のものであって次のいずれか に該当するもの</p> <p>(ア) 身体障害者障害程度等級が 1 級 又は 2 級である者 月額 7,000 円</p> <p>(イ) 身体障害者障害程度等級が 3 級 である者 月額 5,500 円</p> <p>(ウ) 身体障害者障害程度等級が 4 級 である者 月額 4,000 円</p> <p>イ 第 2 条第 4 号に該当する者のうち、6 5 歳以上のものであって次のいずれか</p> |

に該当するもの

(ア) 65歳に達したときの身体障害者
障害程度等級が1級又は2級である
者であつて現に身体障害者障害程度
等級が1級又は2級に該当するもの
月額 8,000円

(イ) 65歳に達したときの身体障害者
障害程度等級が1級から3級までで
ある者であつて現に身体障害者障害
程度等級が3級に該当するもの 月
額 6,000円

(ウ) 65歳に達したときの身体障害者
障害程度等級が1級から4級までで
ある者であつて現に身体障害者障害
程度等級が4級に該当するもの 月
額 4,500円

(5) 精神障がい者福祉手当 第2条第5
号に該当する者 月額 8,000円

(6) (略)

2 (略)

に該当するもの

(ア) 65歳に達したときの身体障害者
障害程度等級が1級又は2級である
者であつて現に身体障害者障害程度
等級が1級又は2級に該当するもの
月額 7,000円

(イ) 65歳に達したときの身体障害者
障害程度等級が1級から3級までで
ある者であつて現に身体障害者障害
程度等級が3級に該当するもの 月
額 5,500円

(ウ) 65歳に達したときの身体障害者
障害程度等級が1級から4級までで
ある者であつて現に身体障害者障害
程度等級が4級に該当するもの 月
額 4,000円

(5) 精神障がい者福祉手当 第2条第5
号に該当する者 月額 7,000円

(6) (略)

2 (略)